

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 大泉町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
老朽危険空家除却費	助成	老朽危険空家除却支援事業	除却に要する設計費や工事費	①町内に所在する1年以上使用されておらず、今後も居住の見込みがない、個人が所有する一戸建ての専用住宅もしくは併用住宅（居住用の床面積が延床面積の2分の1以上のもの） ②倒壊等により近隣住民等に悪影響を及ぼすおそれがあること ③町が行う建物の不良度測定で一定の基準に達する空き家 ④公共事業等による移転または建替えの保証の対象でないこと ⑤国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと	除却に要する費用の5分の4（限度額50万円）			令和6年4月15日～令和6年12月13日	2戸	都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/030/030/20200829213153.html	
空家等バンク		大泉町空家等バンク事業		①個人が町内に所有し、現に居住していない住宅（近く居住しなくなる予定の住宅を含む、併用住宅の場合は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）およびその敷地並びに空き地 ②老朽化が著しいなど大規模な修繕の必要のない住宅および併用住宅 ③賃貸、分譲等を目的として建築した住宅およびその敷地並びに整備した空き地でないこと ④建築基準法等、関係法令に違反していないこと				随時		都市整備課	0276-63-3111 (内線243)	https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/020/080/20211012203907.html	
空き家相談会		空き家相談会								都市整備課	0276-63-3111 (内線243)		町イベントに合わせて開催 (令和6年度は、防災フェアに合わせて開催予定)